

「新製品・新技術研究開発事業助成金」事務手続きについて

- 事業計画の募集期間

令和2年（2020年）10月14日（水）～令和2年（2020年）11月4日（水）

- 事業実施期間

令和2年（2020年）4月1日（水）～令和3年（2021年）3月15日（月）

※ 交付決定日は2020年11月中旬を予定していますが、事業実施期間は本年4月1日まで遡り、補助の対象とします（本年4月1日より前に発注・契約したものは対象外となります）。

1 事業計画の提出に必要な書類

- ① 事業計画書……（様式第1号）
- ② 市税滞納有無調査承諾書（別途様式有り）
- ③ 経営状況表（別途様式有り）
- ④ 個人事業主の場合：住民票（3ヶ月以内）及び開業届の写し
法人の場合：登記事項証明書（3ヶ月以内）
団体の場合：代表者の住民票又は登記事項証明書

※事業計画の内容を審査会により審査し、予算の範囲内で助成事業として採択します。採択を受けた企業等には、通知書を送付します。

※次の項目に該当する事業は採択できません。

- ・ 国、他の地方公共団体等の補助金を同時に受けているもの
- ・ 機械、器具等の購入のための申請とみなされるもの
- ・ 既に助成対象事業が完成したものとみなされるもの

2 助成事業に採択された企業等は、申請書を提出していただきます。（本申請）

- ① 助成金交付申請書 ……（様式第2号）
- ② 事業計画書・資金計画 ……（様式第1号と同様）

※ 採択通知書の助成額に基づき、収支予算書を提出してください。

3 助成金の交付決定

- ① 申請内容を審査し、助成金の交付を決定します。
- ② 交付決定を受けた申請者には、助成金交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

※事業の計画変更の場合は、計画変更申請書（様式第4号）を遅延なく提出してください。

4 概算交付について

概算交付を希望される場合は、産業振興課までご相談ください。

5 事業完了後に提出する書類

- ① 事業完了実績報告書（実施報告書、収支決算書） ……（様式第6号）
（添付書類：請求書・領収書の写し、図面、図表、仕様書、印刷物、写真等）
- ② 請求書 ……（様式なし）

※添付書類の提出に際しては、別紙（注意事項）を参照して下さい。

※助成額は、事業完了実績報告書に基づき、交付の確定をします。

6 助成額及び助成対象経費

1 助成率及び限度額

助成率	1 / 2
限度額	200万円

※1,000円未満の端数は切り捨てた額

2 助成対象経費

経費区分	内 容
謝 金	技術指導等に対する専門家への謝金
旅 費	専門家招へいのための旅費、職員旅費
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費（助成対象経費総額の1/3を超えない額であり、自社内で行うことが困難又は時間的制約等から不適當なもの）
研究開発事業費	原材料及び副資材の購入に要する経費 機械装置・工具器具の購入、研究に必要な（汎用性のない）備品の購入 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守、修繕に要する経費 試作費、設計費、実験費、加工費 等
直接人件費	研究開発に直接関与する者の直接作業時間に係る人件費（助成対象経費総額の1/3を超えない額。情報サービス産業においては助成対象経費総額の2/3を超えない額）
その他の経費	上記に掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費

※委託費と直接人件費の合計額は、助成対象経費総額の1/2を超えないこと。

（但し、情報サービス産業においては、この限りではない。）

※ その他ご不明な点などありましたら、下記までご連絡ください。

問合せ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎8階
経済観光局産業部 産業振興課 新産業振興班 TEL 096-328-2950